

西臼杵広域行政事務組合病院事業管理規程第7号

西臼杵広域行政事務組合病院事業の診療情報の提供に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西臼杵広域行政事務組合病院事業が運営する高千穂町国民健康保険病院、日之影町国民健康保険病院及び五ヶ瀬町国民健康保険病院(以下「三病院」という。)における診療情報の提供に関し必要な事項を定め、医療提供者と患者とが診療情報を共有することにより、両者の良好な関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 診療情報とは、診療及び看護の過程で知り得た患者の身体状況、病状及び治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。
- (2) 診療記録とは、三病院における診療記録をいう。
- (3) 診療情報の提供とは、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- (4) 診療記録の開示とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

(職員の責務)

第3条 全ての職員は、診療情報を提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、患者と医療従事者との信頼関係が強化され、医療の質の向上につながることを認識し、患者若しくは家族から開示請求の相談がなされた場合は、積極的に対応するものとする。

2 医療従事者は、診療情報について、患者若しくは家族から開示請求の相談がなされた場合は、制度の概要を伝えるとともに、具体的な開示手続きについては、三病院事務室で対応することを教示するものとする。

(対応窓口)

第4条 対応窓口は、三病院のうち関係する病院(以下「当該病院」という)の事務室の医事担当者とする。

2 対応窓口では、当該病院で保有する個人情報の開示、相談、案内受付、及び情報提供等を行う。

(提供する診療情報の範囲)

第5条 当該病院において提供する診療情報の範囲については、診療録(カルテ)、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書及びエックス線写

真等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録(以下「診療諸記録」という。)とする。ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者が作成した、または第三者から得た情報については、当該第三者の了解が得られた場合にのみ提供するものとする。なお、診療に伴う研究に関する情報は、提供する診療情報の範囲に含めないものとする。

(診療情報提供の対象者)

第6条 診療情報の提供は、患者本人からの申請に基づき、患者本人への提供を原則とする。ただし、患者本人が合理的判断をすることができない状態にある場合または未成年の場合は、次の各号により提供するものとする。

- (1) 患者本人が合理的判断をすることが出来ない状態にある場合は法定代理人が申請するものとする。
- (2) 患者本人が未成年で合理的判断ができる場合は、患者本人と法定代理人が連名で申請することを原則とする。ただし、連名で申請できない場合は、いずれか一方がその理由を記載して申請するものとする。

2 患者本人からの診療情報の提供に関する代理権を与えられた3親等以内の親族についても提供することができる。

(診療情報を提供しないことができる事由)

第7条 次の各号に掲げる事由があると当該病院の院長(以下「当該病院長」という。)が認める場合は、第3条の規定にかかわらず、診療情報の全部または一部を提供しないことができる。

- (1) 患者本人への診療情報の提供が、当該病院の医療従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
- (2) 医学的見地から診療情報を提供することが、患者の不利益になると考えられる場合

(診療情報提供の申請)

第8条 診療情報提供の申請は、様式第1号に住所、氏名(自署または署名押印)、生年月日、診療情報の内容、対象とする期間等、提供を受けたい部分を特定する項目及び申請する理由を記載することにより当該病院長に行うものとする。ただし、申請の理由が記載されていない場合も、診療情報は提供できるものとする。

2 前項に定める様式と異なる様式により診療情報の提供の申請が当該病院長に対して行われ、前項に定める項目等を満たす場合においては、当該申請を前項と同様により扱うものとする。

3 患者本人の代理人による申請については、必ず患者本人の同意書を添えた上で前2項の規定により申請するものとする。

(申請書の受理)

第9条 当該病院長は、申請書を受理する場合は、提供する診療情報の範囲及び診療情報を提供する対象者の適否について確認するものとする。
(診療情報提供の適否の決定及び決定通知)

第10条 当該病院長は、第8条に定める適否について確認した場合は、当該患者に関する診療情報を提供することについて、該当する診療科等に様式第2号により照会し、当該病院長から照会を受けた診療科等は、照会に対し提供の是非を同様式にて回答するものとする。ただし、診療情報の提供について、診療科等に照会する必要があると当該病院長が判断した場合は、省くことができる。

2 当該病院長は、診療情報を提供するか否かの判断が困難な場合は、診療情報管理委員会(以下「委員会」という。)に諮った上で、診療情報の提供の適否について判断するものとする。

3 診療科等または委員会から回答を受けた当該病院長は、様式第3号により診療情報の提供の適否の結果を第8条の申請者が提出された日の翌日から起算して30日以内に速やかに申請者に通知するものとする。

4 診療情報等について、他医療機関に照会を要する場合は、様式第4号により照会し、様式第4号の2により回答を受けるものとする。

5 診療情報の提供の適否の結果について、第4項に規定する期間内を超える場合には様式第5号により申請者に通知するものとする。

6 当該病院長は、第8条の規定により申請のあった医療記録が当該病院内に存在しない場合には、様式第3号により回答するとともに様式第6号により医療記録の不在証明書を申請者に送付するものとする。

(診療情報の提供の方法及び場所)

第11条 診療情報の提供は、閲覧を原則とし、複写を求められた場合にはこれに応ずるものとする。ただし、診療記録に代わる文書(サマリー等)を作成して提供する方法も差し支えないものとする。

2 提供する診療記録の閲覧、または閲覧及び複写は、カルテ開示を請求された当該病院が指定する場所において病院職員複数の立ち会いのもとに行う。また、申請者からの求めに応じて、立ち合い医師は記載内容について説明するものとする。なお、診療諸記録の当該病院以外への持ち出しは禁止する。

(秘密の保持)

第12条 個人情報の秘密保持の観点から、診療情報の提供を受ける者に対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

(診療情報の提供に必要な費用)

第13条 診療諸記録の提供にかかる費用は、西臼杵広域行政事務組合病院使用料及び手数料徴収条例(令和5年条例第15号)に定めるところのほか

複写文書等に関する費用については、実費相当額を申請者が負担するものとする。

(診療情報の提供の記録の管理)

第14条 診療情報提供の申請の記録、委員会の議事録のうち当該患者に関する事項、申請者への回答文書等、患者からの請求に基づく診療情報の提供に関する記録についても診療諸記録と見なし保管・管理する。

2 前項に掲げる患者からの請求に基づく診療情報の提供に関する記録の患者への提供についても、本規程を適用するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、診療情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年6月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。